

ひろしま避難者の会「アスチカ」会則

(名称)

第1条 本会の名称は、ひろしま避難者の会「アスチカ」と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、広島市西区三篠町2丁目15-5に置く。

(会員)

第3条 本会の会員は、東日本大震災後の様々な影響を考慮し、広島県内に避難してきた者で構成する。

(目的)

第4条 本会は、避難者の悩みを吸い上げ、種々の情報提供や、自治体・各種団体と協調しながら解決策を模索していく母体となり、さまざまな問題に取り組むことを目的とする。

(活動)

第5条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 会員相互の交流
- (2) 会員への情報提供と支援体制の構築
- (3) 自治体・各種団体への相談・交渉
- (4) 集会の開催、会員の意見・悩み集約
- (5) 他県の避難者団体との連携
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 役員は、総会において選出する。

3 役員会において推薦し、総会において承認された協力者を役員に選出できる。

4 役員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。また、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任または、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の仕事)

第7条 代表は本会を代表し、会務を総括する。

2 副代表は代表を補佐し、代表に事故あるときは、その職務を代理する。

3 会計は本会の会計事務を処理する。

4 監事は本会の会計並びに会務を監査する。

(会 議)

第8条 本会の会議は総会及び役員会とし、代表が召集し、議長となる。

2 総会は年1回開催する。ただし、必要が生じたときは臨時総会を開催する。

3 役員会は、必要に応じ、代表が召集する。

4 会議における議決は、出席会員の過半数の賛同による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

(議決事項)

第9条 総会は次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び予算

(2) 事業報告及び決算報告

(3) 役員を選任

(4) 会則の改廃

(5) その他必要事項

2 役員会は随時開催し、次の事項を協議する。

(1) 総会に提案する諸議案

(2) 本会の目的を達成するために必要な事項

(3) その他重要事項

(経 費)

第10条 本会の経費は、参加費及び寄附金等による。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第12条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って代表が別に定める。

附 則

1. この会則は、平成24年10月13日より施行する。

2. 平成26年5月25日 会則改正